

業務体制の概要（配置販売業）

氏名（法人にあつては、名称）	
----------------	--

【通常の営業時間等】

通常の営業時間	①	時間
一般用医薬品を配置販売する時間	②	時間
第一類医薬品を配置販売する時間	③	時間

* 時間数は、週当たりの時間数の総和とする。

【通常の薬剤師及び登録販売者の勤務状況】

薬剤師の週あたり勤務時間数の総和	④	時間
登録販売者の週あたり勤務時間数の総和	⑤	時間
合計（専門家の週当たりの勤務時間数の総和）	⑥ = ④+⑤	時間

一般用医薬品を配置 する勤務時間数	②	≥	$\frac{\text{⑥}}{2}$	専門家の勤務時間 (体制省令第3条第1項第3号)
< 第一類医薬品を扱う場合のみ >				
第一類医薬品を配置販売 する薬剤師の勤務時間数	③	≥	$\frac{\text{⑥}}{2}$	専門家の勤務時間 (体制省令第3条第1項第4号)

* 時間数は、週当たりの時間数の総和とする。

【一般用医薬品の配置販売業務の適正な管理を確保するための必要な措置】

指針の策定（体制省令第3条第1項第5号）	無 ・ 有
従事者から配置販売業者への事故報告の体制（体制省令第3条第2項第1号）	無 ・ 有
業務に関する手順書（体制省令第3条第2項第2号）	無 ・ 有

* 体制省令：薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令